

平成 2 2 年川西町議会

第 3 回定例会会議録

開会 平成 2 2 年 9 月 1 0 日

閉会 平成 2 2 年 9 月 1 6 日

平成 2 2 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 2 年 9 月 1 0 日

平成22年川西町議会第3回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成22年9月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成22年9月10日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正	
欠席議員	12番 石田晏三	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事兼水道部長 嶋田義明 福祉部長 山嶋健司 産業建設部長心得 寺澤伸和 会計管理者心得 松本雅司 会計課長 海達順吉 総務課長 森田政美 企画財政課長 西村俊哉 上下水道総務課長 中川栄一	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 増井 肇	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 島田育浩 議員	4番 宗行正昭 議員

川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成22年9月10日（金）午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告 議会報告
	報告第4号	健全化判断比率についての報告について
	報告第5号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第6号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第7号	定期監査報告について
第4		一般質問
第5	認定第1号	平成21年度川西町一般会計・特別会計決算について
第6	認定第2号	平成21年度川西町水道事業会計決算について
第7	議案第40号	平成22年度川西町一般会計補正予算について
第8	議案第41号	平成22年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第9	議案第42号	平成22年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第10	議案第43号	平成22年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
第11	議案第44号	平成22年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第12	議案第45号	平成22年度川西町水道事業会計補正予算について
第13	議案第46号	川西町介護保険条例の一部改正について
第14	議案第47号	川西町共同浴場設置条例を廃止する条例について
第15	同意第4号	川西町教育委員会委員の任命について
第16	同意第5号	川西町公平委員会委員の選任について
第17	発議第6号	米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書について
第18	発議第7号	免税軽油制度の継続を求める意見書について
第19	発議第8号	県立野外活動センターの存続を求める意見書について

(午前10時03分 開会)

議長 (森本修司君) 皆さん、おはようございます。
これより、平成22年川西町議会第3回定例会を開会いたします。
会議に先立ち、12番 石田晏三議員より本日の定例会への欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。
ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。
町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。
町長。

町長 (上田直朗君) おはようございます。
本日、川西町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中を早朝より御参集くださいまして、まことにありがとうございます。
また、平素は、議員各位におかれましては、川西町の発展のために何かと御尽力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。
本議会に提案いたします議案は、平成21年度の各会計の決算認定案件を初めとして、多数の案件を提出いたしております。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番 島田育浩君及び4番 宗行正明君を指名いたします。
日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より16日までの7日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より16日までの7日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

議長報告として5件の陳情書と、行政報告として報告第4・5号、平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと、報告第6号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告についてをお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第7号、平成22年6月から平成22年8月期までの例月出納検査の結果報告を木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員 (木村 衛君) 平成22年6月から8月期に行いました例月監査の結果を御報告申し上げます。

寺澤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成22年度の川西町一般会計及び特別会

計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管について、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

10番議員 芝和也君。

10番議員（芝和也君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問として提案申し上げ、町長の御所見をお伺いするものであります。

内容は、さきに通告してありますように、本町のこれからのまちづくりについてというテーマでお尋ねいたします。

町長を初め理事者各位や議員の皆さん、また住民の皆さんにおきましても、日ごろより自分たちが暮らすこの川西町をどういうまちにしていこうか、こんな制度があったらええなとか、こういう施設が欲しいなとか、それぞれさまざまに多岐にわたって思いをめぐらせておられることと存じます。そして、何らかの機会を通じて、例えば我々議員がお伺いした内容に基づいて新たな施策を提案し、制度化していくことも一つでしょうし、町長や職員が直接住民の皆さんから意向を伺う中で、それらに基づいて制度化するべく起案していくこともあるでしょう。

いずれにしましても、住民の皆さんの思いを受けとめ、それらに沿った住民施策の充実に努めることが自治体の役割、仕事であるということは言うまでもありません。そして、それらを一つ一つこなしていくために、川西町という一つの行政上のくくりが存在しているわけであります。

問題は、こうした住民ニーズにいかにしてこたえていくのかということであり、ます。いろいろありますが、上に立つ者の手腕やリーダーシップとしての能力がそれなりに問われることは間違いありませんが、何も上に立つ者だけがその任にあるわけではありません。もちろんそれも一つではありますが、決してこれだけが能ではありませんし、別にそのことを否定するものではありませんが、今日求められているのは、これらを受けとめる行政上のくくりである本町の姿勢がどれだけ住民の皆さんにオープンになっているかということが大事であって、それを進めるためには、町の施策や取り組み、制度を考えるなど、まちづくりを進める上で、現にここに住んでおられる本町住民の皆さんがそうした場に広く参加できているのかどうかということが、大きく問われている問題であると存じます。つまり、こうした条件が整えられていることが大前提で、これがないことには話は始まりません。

そのためには、町としては住民の皆さんに対して恒常的に情報提供を行う場を設定して、手軽に皆さんに参加いただいて、互いに情報を共有し合い、知恵を出し合い、行政と住民が一体になってみんなでまちづくりを考え、進めていくことが、今日の自治体運営における住民自治の基本と心得る次第であります。

そこで提案であります、一つは、情報等を共有する場を持つために、役場の部課長を中心に、担当職員が講師になるなりして、自分が現在担当している分野の現状や課題についてお話しし、住民の皆さんと一緒にその課題を議論する、町民講座のような検討会といいますか、相談会といいますか、そういう勉強会的な場を持つことを提案いたします。

要は、内部で温めておいてサプライズ的に発表するのではなしに、抱えている構想や聞いている声などをオープンにしながら、町の現状や実態を理解してもらい、問題点なり現状認識を深めてもらい、理解と協力のもとに行政と住民が情報を共有し合い、みんなで知恵を出し合いながらつくっていくということでもあります。

いま一つは、毎年開催にはそれぞれ自治会長さんなどを初め関係の皆さんには御苦勞いただいておりますけれども、人推協の地区懇のような、全地区を対象にして自治会ごとに町長並びに役場幹部職員が出向いて、そのとき抱えている町の諸課題を含めて施策の中身や今後の構想を報告し、参加いただいた皆さんからは地域のことや町政に関する御要望をお伺いする、行政懇談会的なまちづくり懇談会のようなものを毎年展開して、住民と一体になってまちづくりに取り組むことをあわせて提案する次第であります。

そして、これらを通して得たことはもちろん、講座や懇談会の結果は広報やホームページを通じてつぶさにお知らせし、日ごろから役場と住民とが情報を一体になって共有し合い、みんなの創意と工夫が本町の予算編成に生かされた自治体運営をこれからどんどん進めていかれんことを求める次第であります。

以上、これらに関する町長の御所見をお伺いいたします。御答弁よろしく願います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） これからのまちづくりということでございます。特に最近では、地方分権がよく叫ばれるようになりました。自治体として自主的なまちづくりが強く求められているところでございます。

そうした中で、社会の情勢といたしましては、今、少子高齢化、そして核家族化が随分と進んでおります。住民の皆さん方のいろいろな思いも多様化してきております。そうした住民の多用化しているニーズをとらえながら、加えて、厳しい現在の地方の財政状況を町民の皆さんに現状として理解していただく、このことがまず大事ではなかろうかと、こういうふうに思っております。

そこで、本町といたしましては、この10月の末でございますけれども、川西町の自治会長さんの集まりであります自治連合会と共催をいたしまして、町政懇談会と申しますか、開催する予定をいたしております。その中には、重立った団体であります川西町の婦人会や老人会の方々も入っていただいて、川西町のそうした推進していくリーダー的な立場におられる方々にまず説明をして、意見を聞かせていただくことがいいのではないかと、今現在、その会議を進めているところでございます。

現在、川西町では、いろんな住民の皆さん方に参加をしていただいて、それぞれの分野で活動していただいております。一番大きく進んでおりますのが、川ス

ポと申しますか、川西スポーツクラブでございまして、立ち上げていただいて、来年の4月からはNPOの資格も取って活動していこうということで、今活動していただいております。今までですと、町と体育協会と一緒に町民体育祭というのを9月末に行っていたんですけども、平成20年からは、この川スポと体協の皆さんによってスポーツカーニバルという名前で9月末の日曜日にしていただいております。そうした形で住民の皆さんで企画していただいて、そして住民の皆さんに参加していただくのがこれからはいいのではないかというふうに思っております。

また、去年の4月、学校が統合いたしましたときに、見守り隊を自治会長さんをお願いして、今活動していただいております。自治会の皆さん、そして老人会の皆さん、婦人会の皆さん、多くの皆さんに参加していただいて、そうした子供たちの見守りというものをしていただいておりますし、また、防災とか、あるいは防犯意識を高めていただくということで、これらについても自治会長さん方をお願いしながら、そうした災害に対する対応をどうしていくかということも一緒に考えていこうということで進めておるところでございます。

そうした形で地域力を高めていくということが最近非常に大切になってまいりました。特に、今問題になっております100歳以上の方々の所在ということでございますけれども、地域の中でそうした活動を続けていくことによって、それを高めていくことによって、そうしたことにも対応していけるのではないかなというふうに思っておりますので、これからは、そうした町民の皆さんの思い、そしてまた参加をしていただいて、ともに行政を進めていく、こうした方向で進めてまいりたい、こういうふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） いわゆる住民参加をどう進めていくのかということで、現状を町長のほうから今説明いただいたということでもあります。現に取り組まれている内容とか、そういうことについては、大いに各自治会やそれぞれの諸団体とも密に協力し合いながら進めていってもらったら、それはそれでいいと思うんです。そういう形でどんどんと進めていくことについて、何ら否定するものではありません。

ただ、住民全体が参加して、みんなで一つの地方自治を築いていくということでいいますと、やっぱりもっとオープンに、広く、いろんな分野でそれぞれ自由闊達に議論を交わしていったらいいというふうに思うんです。今年の10月に連合自治会と共催で町政懇談会を試みるということでした。これはいい話だなというふうには思うんですけれども、要は、もっと町長が主体性を出して、音頭をとって、川西町の場合は、言うてみましても全自治会の数は知れてますから、各村々で実際毎年定期的にそういう懇談会のような場を持って、ざっくばらんに情報交換し合いながら町の現状もお伝えをする、地域で起こっている地域の事情、様子も聞かせてもらう、そんなことは、住民と行政、町長との距離が身近な地域だけに、取り組みが可能であるというふうに私は思っています。

そういう点では、そういう地の利といいますか立地を生かして、大いに有効に

活用した懇談会的な取り組みを定期的に毎年展開していくということが、さらに今町長から説明のあったようなことに加えて有効に働いていくものではないかと考えますので、その辺、もっと突っ込んで施策に努めてもらったらというふうに思います。

それと、もう1つ、全部が全部ではありませんけれども、担当部課長が講師になって、今実際に取り組んでいることについて住民の皆さんと一緒に話をする。それは、情報を共有し合うということも一つですけども、そこで取り組みの中身を説明しようと思ったら、自らもそのことについて説明できるだけの十分な勉強をしていくということにもなりますし、同時にまた皆さんの意見を聞くという力を身につけていくことにもなりますし、そして、それらをまとめていくということにもつながっていくと思うんです。

そういう点では、実際取り組んでいる事業の中身を直接講座的にお話しする中で、いわゆる職員の研修の場にもなって、そして有効に中身が働いてきて、行政の中身が住民の皆さんに対して全体としてより透明になっていくのではないかと、そういうふうに思います。

ですから、声を聞く機会というのは多ければそれにこしたことはありませんし、今現に取り組んでもらっていることも大いに進めていっていただきながら、そういう既存の各諸団体の力を借りると同時に、それとは別に、町が自ら住民の皆さんにその場を提供して、オープンに参加をしてもらう、そういうことで講座的な情報をお互い勉強する場でありますとか、町長が出向いて地域の皆さんの実情を聞かせてもらう、そういうふうな場を設置していく、より一層突っ込んだ、オープンになった町政運営ということをお願いいたします。

これらに関して町長の御所見を重ねてお伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。
町 長（上田直朗君） 芝議員さんのおっしゃることはよくわかるわけですけども、先ほど申しましたように、まず住民の皆さんに現状を知っていただくということが一番大切でございます。特に財政状況のほうで、ここ数年財政を小さく絞ってきておりますので、そうしたことを理解していただきながら町政について考えていただくというところがまず基本だと思います。それらについては、まず地域の中でいろんな方々の声を聞いていただく方々と申しますと、やはり自治会長さんであり、議員さんであると思うわけです。そしてまた団体の中では、大きな団体、特定な団体といたしましては婦人会と老人会があるわけですけども、そうした役員の皆さんは、その中でいろんな意見を聞いておられますし、そうした方々にまず説明をさせていただいて、そして現状を知っていただき、そこからこういう発想で町政を進めているんだということを説明させていただいて、まずそれから進めていきたいなど、こういうふうに思っております。それをずっと進めていきますと、今、芝議員さんがおっしゃったように、それぞれへ出向いていつての話ということになるわけです。

大きな課題があるときには、やはり出向いて行って、地域の皆さんに説明もし、地域の皆さんの意見も聞かせてもらうことは大変大切で、例えば合併問題になったときには、各自治会を回らせていただきました。そしてまた学校の統合のとき

も、唐院校区の自治会の皆さんに御説明をさせていただいて、状況を説明しながら理解をいただいたわけでございます。

そういう形で、大きな課題があるときには、やはり地元へ行って直接話をして、そしていろんな質問、意見に対して説明していくということは大切だと思うんですけども、日常的なものにつきましては、そういう形で自治会長さんや議員さん、そしてそれぞれの団体の役員さんらがいろんな意見を雑談の中で聞いておられますのを我々が聞かせていただくということからまず始めていきたいなど、こういうふうに思っておりますので。

これらが定着してまいりましたら、芝議員さんがおっしゃったようなこともそれぞれ検討していくことが大切ではないかと思っております。やはりまず住民の皆さんに町政を理解していただく、そして町民の皆さんの声を聞かせていただくということが、町政を進めていく上で基本的なことだと思っておりますので、今後もそういう形で進めてまいりたい、こういうふうに思っております。

議 長（森本修司君） これをもちまして、一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号より、日程第16、同意第5号までの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

日程第5、認定第1号、平成21年度川西町一般会計・特別会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨につきまして御説明を申し上げます。

まず、日程第5、認定第1号、平成21年度川西町一般会計・特別会計決算についてでございます。平成21年度川西町歳入歳出決算書の1ページを御覧いただきたいと思っております。

平成21年度の一般会計決算につきましては、歳入決算額38億8,205万1,576円、歳出決算額37億7,474万4,288円、歳入歳出差し引き額1億731万1,148円となっており、これを翌年度へ繰り越しとさせていただきたいと思っております。

次に、2ページに移っていただきまして、この繰越額1億731万1,148円から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額2,609万4,000円を差し引きまして、実質収支額は8,122万7,148円となるものであります。

その他の特別会計を含めまして、詳細につきましては会計管理者のほうから説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長（森本修司君） 松本会計管理者心得。

会計管理者心得（松本雅司君） それでは、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書について御説明いたします。

ただいま実質収支につきましては町長から御説明がございましたので、歳入歳出の各款から御説明させていただきます。3ページをお願いいたします。

第1款町税、予算現額12億1,668万円に対しまして、収入済額12億1,721万2,356円で、この収入済額は歳入決算額の31.4%です。

第2款地方譲与税、予算現額2,984万円に対しまして、収入済額3,032万7,642円です。

第3款利子割交付金、予算現額533万円に対しまして、収入済額581万8,000円です。

第4款配当割交付金、予算現額283万円に対しまして、収入済額は301万7,000円でございます。

4ページに移りまして、第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額126万円に対しまして、収入済額132万5,000円です。

第6款地方消費税交付金、予算現額8,470万円に対しまして、収入済額8,374万2,000円でございます。

第7款自動車取得税交付金、予算現額1,200万円に対しまして、収入済額1,166万円でございます。

第8款地方特例交付金、予算現額、収入済額ともに同額の1,767万2,000円でございます。

第9款地方交付金、予算現額、収入済額ともに同額の13億4,267万6,000円でございます。この収入済額は、歳入決算額の34.6%でございます。

第10款交通安全対策特別交付金、予算現額、収入済額ともに同額の93万9,000円でございます。

第11款分担金及び負担金、予算現額4,316万1,000円に対しまして、収入済額4,236万2,884円です。

第12款使用料及び手数料、予算現額6,794万3,000円に対しまして、収入済額は6,716万6,270円であります。

第13款国庫支出金、予算現額5億526万1,000円に対しまして、収入済額は4億742万5,440円でございます。この収入済額は歳入決算額の10.5%でございます。

第14款県支出金、予算現額1億6,171万4,000円に対しまして、収入済額1億5,096万9,170円でございます。

第15款財産収入、予算現額1,039万8,000円に対しまして、収入済額は1,034万4,895円でございます。

第16款寄附金、予算現額11万円に対して、収入はございませんでした。

第17款繰入金、予算現額1,841万7,000円に対しまして、収入済額は1,814万5,493円で、基金及び国民健康保険特別会計からの繰り入れでございます。

6ページに移りまして、第18款繰越金、予算現額1億706万1,000円に対しまして、収入済額は1億706万1,326円でございます。

第19款諸収入、予算現額2,729万4,000円に対しまして、収入済額は3,895万100円でございます。

第20款町債、予算現額3億3,103万7,000円に対しまして、収入済額は3億2,523万7,000円でございます。

以上で歳入合計は、予算現額39億8,632万3,000円に対しまして、調定額40億4,439万3,529円、収入済額38億8,205万1,576円、不納欠損額490万4,753円、収入未済額1億5,743万7,200円になりました。

次に、歳出の各款について説明させていただきます。7ページでございます。

第1款議会費、予算現額8,464万7,000円に対しまして、支出済額8,184万1,031円でございます。

第2款総務費、予算現額8億5,601万6,000円に対しまして、支出済額は7億6,110万2,679円で、翌年度への繰越額が8,144万円であります。

第3款民生費、予算現額8億9,937万1,000円に対しまして、支出済額8億6,076万6,816円でございます。

第4款衛生費、予算現額2億3,502万8,000円に対しまして、支出済額は2億2,428万2,043円でございます。

8ページに移りまして、第5款農商工業費、予算現額2,806万4,000円に対しまして、支出済額は2,728万2,720円であります。

第6款土木費、予算現額4億4,407万5,000円に対しまして、支出済額は4億2,918万267円でございます。

第7款消防費、予算現額1億7,112万7,000円に対しまして、支出済額は1億7,061万2,543円でございます。

第8款教育費、予算現額5億5,510万5,000円に対しまして、支出済額は5億985万2,731円でございます。

第9款公債費、予算現額6億8,545万9,000円に対しまして、支出済額は6億8,538万9,532円であります。

第10款諸支出金、予算現額2,443万1,000円に対しまして、支出済額は2,443万66円でございます。

第11款予備費、予算現額300万円で、支出はございませんでした。

以上、歳出合計額は、予算現額39億8,632万3,000円に対しまして、支出総額は37億7,474万428円であります。歳入歳出差し引き残額1億731万1,148円を平成22年度へ繰り越いたしました。

次に、財産に関する調書について説明させていただきます。110ページをお願いいたします。

なお、ここでは、前年度中に増減のあった物件のみ報告させていただきます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物につきましては、公営住宅非木造6棟469平米を取り壊しいたしました分の減でございます。

(2)の有価証券の増減はございません。

(3)出資による権利につきましては、山辺広域振興基金出捐金で、消防庁舎建替事業の財源に充当するため、419万7,600円の減額でございます。

次に、112ページの物品につきましては、主な増加分といたしましては、ごみ収集ダンプ1台の購入と公用車、今回は軽自動車6台を購入させていただきました。また、小学校等の電子黒板、それと幼稚園、小学校、中央公民館にデジタルテレビ等を購入した分の増加分でございます。減額の分は、老朽化による普通自動車、またコンピュータ等の廃棄がございました。

3. 基金につきましては、取り崩しで、自治振興基金で1,736万9,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金で374万5,000円を取り崩いたしました。積み立てにつきましては、減債基金に6,691万2,000円、介護保険住民基金に1,426万2,000円、それと、各基金の利息の分が積み立てでございます。以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計の説明をさせていただきます。115ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額9億8,821万9,402円、歳出総額9億251万5,130円で、歳入歳出差し引き額は8,570万4,272円が実質収支額でございます。

次に、歳入の各款について御説明いたします。

第1款国民健康保険税、予算現額2億1,685万8,000円に対しまして、収入済額は2億828万5,919円で、この収入済額は歳入決算額の21.2%でございます。

第2款国庫支出金、予算現額2億3,844万1,000円に対しまして、収入済額は2億4,541万3,927円で、この収入済額は歳入決算額の24.8%でございます。

第3款療養給付費等交付金、予算現額4,704万6,000円に対しまして、収入済額は8,091万1,000円でございます。

第4款前期高齢者交付金、予算現額2億458万8,000円に対しまして、収入済額は2億1,281万333円で、この収入済額は歳入決算額の21.5%でございます。

第5款県支出金、予算現額4,412万1,000円に対しまして、収入済額は3,857万8,313円です。

第6款共同事業交付金、予算現額1億174万7,000円に対しまして、収入済額は1億174万8,684円で、この収入済額は歳入決算額の10.3%であります。

117ページに移りまして、第7款財産収入、予算現額49万9,000円に対しまして、収入済額は50万261円でございます。

第8款繰入金、予算現額6,367万6,000円に対しまして、収入済額は6,078万3,303円でございます。

第9款繰越金、予算現額3,666万6,000円に対しまして、収入済額3,666万6,235円でございます。

第10款諸収入、予算現額234万4,000円に対しまして、収入済額は246万4,427円でございます。

第11款使用料及び手数料、予算現額2万円に対しまして、収入済額は5万

6,500円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額9億5,600万6,000円に対しまして調定額11億5,748万7,407円で、収入済額9億8,821万9,402円、不納欠損額778万4,900円、収入未済額6,148万3,105円になりました。

次に、歳出の各款について説明させていただきます。

第1款総務費、予算現額2,192万3,000円に対しまして、支出済額は2,048万3,190円でございます。

第2款保険給付費、予算現額6億3,962万8,000円に対しまして、支出済額は6億871万2,966円でございます。

第3款後期高齢者支援金等、予算現額1億1,383万1,000円に対しまして、支出済額は1億1,382万9,633円でございます。

第4款前期高齢者納付金等、予算現額32万6,000円に対しまして、支出済額は32万3,662円でございます。

119ページに移りまして、第5款老人保健拠出金、予算現額325万4,000円に対しまして、支出済額は325万3,197円でございます。

第6款介護給付金、予算現額4,331万円に対しまして、支出済額は4,316万3,212円でございます。

第7款共同事業拠出金、予算現額9,998万2,000円に対しまして、支出済額は9,997万5,972円でございます。

第8款保健事業費、予算現額434万4,000円に対しまして、支出済額は300万8,222円でございます。

第9款基金積立金、予算現額50万1,000円に対しまして、支出済額は50万261円でございます。

第10款諸支出金、予算現額1,025万1,000円に対しまして、支出済額は926万4,819円でございます。

第11款予備費、予算現額1,865万6,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額9億5,600万6,000円に対しまして、支出済額は9億251万5,130円であります。歳入歳出差し引き額8,570万427円を平成21年度へ繰り越しいたしました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、老人保健特別会計の決算について、147ページをお願いいたします。

歳入総額1,165万5,005円、歳出総額1,149万2,654円で、歳入歳出差し引き額16万2,351円が実質収支額でございます。

次に、歳入の各款につきまして説明いたします。

第1款支払基金交付金、予算現額132万1,000円に対しまして、収入済額は7,838円でございます。

第2款国庫支出金、予算現額67万5,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第3款県支出金、予算現額89万円に対しまして、収入済額は64万7,847

円でございます。

第4款繰入金は、予算現額42万3,000円に対しまして、収入済額は1,021円でございます。

第5款繰越金、予算現額1,029万円7,000円に対しまして、収入済額は1,068万7,193円で、この収入済額は歳入決算額の91.7%でございます。

第6款諸収入、予算現額12万円に対しまして、収入済額は31万1,106円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1,372万6,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,165万5,005円の同額となりました。

次に、149ページをお願いいたします。歳出の各款でございます。

第1款総務費、予算現額1万5,000円に対しまして、支出済額684円でございます。

第2款医療諸費、予算現額207万7,000円に対しまして、支出済額は14万8,755円であります。

第3款公債費、予算現額7万円に対しまして、支出はございませんでした。

第4款諸支出金、予算現額1,134万4,000円に対しまして、支出済額は1,134万3,215円であります。

第5款予備費、予算現額22万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1,372万6,000円に対しまして、支出済額は1,149万2,654円となりました。歳入歳出差し引き額16万2,351円を平成22年度へ繰り越しいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計説明をさせていただきます。156ページをお願いいたします。

歳入総額8,741万2,293円、歳出総額8,733万4,993円で、歳入歳出差し引き額7万7,300円が実質収支でございます。

次に、歳入の各款について説明させていただきます。

第1款後期高齢者医療保険料、予算現額5,882万7,000円に対しまして、収入済額は5,711万8,400円で、この収入済額は歳入決算額の65.3%でございます。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万2,000円に対しまして、収入済額は1万2,600円あります。

第3款繰入金、予算現額2,789万円に対しまして収入済額は2,771万4,101円で、この収入済額は歳入決算額の31.7%でございます。

第4款の繰越金、予算現額10万2,000円に対しまして、収入済額は1万4,496円あります。

第5款諸収入、予算現額116万4,000円に対しまして、収入済額は37万9,196円でございます。

第6款国庫支出金、予算現額217万3,000円に対しまして、収入済額は17万3,500円でございます。

次のページをお願いいたします。

以上、歳入合計は、予算現額9,016万7,000円に対しまして、調定額8,

752万1,093円、収入済額8,741万2,293円で、収入未済額10万8,800円でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

第1款総務費、予算現額1,010万3,000円に対しまして、支出済額は981万1,458円でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額7,841万2,000円に対しまして、支出済額は7,730万409円でございます。

第3款保険事業費、予算現額89万7,000円に対しまして、支出済額は12万1,426円でございます。

第4款諸支出金、予算現額25万5,000円に対しまして、支出済額は10万1,700円でございます。

第5款予備費、予算現額50万円につきまして、支出はございません。

以上、歳出合計は、予算現額9,016万7,000円に対しまして、支出済額は8,733万4,993円で、歳入歳出差し引き額7万7,300円を平成22年度へ繰り越しいたしました。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算について御説明いたします。169ページをお願いいたします。

歳入総額5億6,439万762円、歳出総額5億5,358万796円で、歳入歳出差し引き額1,080万9,966円が実質収支額であります。うち、403万4,826円を基金に繰り入れいたしました。

歳入の説明をさせていただきます。

第1款保険料、予算現額1億901万9,000円に対しまして、収入済額は1億1,759万3,400円でございます。この収入済額は、歳入決算額の20.8%でございます。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万2,000円に対しまして、収入済額は6,250円でございます。

第3款国庫支出金、予算現額1億1,968万円に対しまして、収入済額は1億1,660万6,690円で、この収入済額は歳入決算額の20.7%でございます。

第4款支払基金交付金、予算現額1億5,803万9,000円に対しまして、収入済額は1億5,048万4,498円で、この収入済額は歳入決算額の26.7%でございます。

第5款県支出金、予算現額7,732万6,000円に対しまして、収入済額は7,872万1,661円で、この収入済額は歳入決算額の13.4%でございます。

第6款繰入金、予算現額1億69万円に対しまして、収入済額は9,671万5,873円で、この収入済額は歳入決算額の17.1%でございます。

次のページをお願いいたします。

第7款諸収入、予算現額9万3,000円に対しまして収入済額は3万7,200円でございます。

第8款繰越金、予算現額416万8,000円に対しまして、収入済額は425万5,190円でございます。

以上、歳入合計額は、予算現額5億6,931万5,000円に対しまして、調

定額 5 億 6,785 万 1,262 円、収入済額 5 億 6,439 万 762 円、収入未済額 346 万 500 円になりました。

次に、歳出について説明させていただきます。

第 1 款総務費、予算現額 2,581 万 6,000 円に対しまして、支出済額は 2,512 万 9,184 円でございます。

第 2 款保険給付費、予算現額 5 億 567 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 4 億 9,391 万 8,319 円でございます。

第 3 款地域支援事業費、予算現額 2,248 万 1,000 円に対しまして、支出済額は 1,921 万 9,776 円でございます。

次ページをお願いします。

第 4 款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

第 5 款基金積立金、予算現額、支出済額ともに同額の 1,022 万 8,000 円でございます。

第 6 款諸支出金、予算現額 5,010 万 2,000 円に対しまして、支出済額は 508 万 5,517 円でございます。

第 7 款予備費、予算現額 1 万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額 5 億 6,931 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 5 億 5,358 万 796 円で、歳入歳出差し引き残額は 1,080 万 9,966 円でございます。

続きまして、介護保険介護サービス事業勘定特別会計でございます。196 ページをお願いいたします。

歳入総額 1 億 2,639 万 6,011 円、歳出総額 1 億 2,439 万 7,228 円で、

歳入歳出差し引き額は 199 万 8,783 円が実質収支額でございます。

次に、歳入のほうに移らせていただきます。

第 1 款サービス収入、予算現額 8,559 万 2,000 円に対しまして、収入済額は 8,599 万 7,924 円で、この収入済額は歳入決算額の 68%でございます。

第 2 款諸収入、予算現額 2 万円に対しまして、収入済額は 5,122 円であります。

第 3 款繰入金、予算現額、収入済額ともに 3,922 万 4,000 円の同額となっております。この収入済額は歳入決算額の 31%でございます。

第 4 款県支出金、予算現額 67 万 6,000 円に対しまして、収入済額は 78 万 2,523 円でございます。

第 5 款繰越金、予算現額 38 万 7,000 円に対しまして、収入済額は 38 万 6,442 円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額 1 億 2,589 万 9,000 円に対しまして、調定額 1 億 2,669 万 540 円、収入済額 1 億 2,639 万 6,011 円、収入未済額 29 万 4,529 円になりました。

次に、歳出でございます。198 ページでございます。

第 1 款総務費、予算現額 804 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 739

万3,614円でございます。

第2款サービス事業費、予算現額7,394万1,000円に対しまして、支出済額は7,339万3,023円でございます。

第3款公債費、予算現額4,361万1,000円に対しまして、支出済額は4,361万599円でございます。

第4款予備費、予算現額30万円は、支出はしておりません。

以上、歳出合計、予算現額1億2,589万9,000円に対しまして、支出済額は1億2,439万7,228円で、歳入歳出差し引き残額が199万8,783円となりました。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。

207ページをお願いいたします。

歳入総額1,810万9,035円で、歳出総額は3,675万1,932円でございます。歳入歳出差し引き額は、歳入不足額1,864万2,897円が実質収支額でございます。

次に、歳入でございます。

第1款県支出金、予算現額、収入済額ともに153万2,000円でございます。

第2款繰入金、予算現額、収入済額ともに165万9,000円でございます。

第3款繰越金はございません。

第4款諸収入、予算現額3,358万1,000円に対しまして、収入済額は1,491万8,035円で、この収入済額は歳入決算額の82.3%でございます。

以上、歳入合計は、予算現額3,677万2,000円に対しまして、調定額1億3,208万9,056円、収入済額1,810万9,035円、収入未済額1億1,398万21円となりました。

次に、歳出でございます。次ページをお願いいたします。

第1款土木費、予算現額、支出済額ともに165万9,000円でございます。

第2款公債費、予算現額2,421万4,000円に対しまして、支出済額は2,419万4,515円でございます。

第3款の前年度繰上充用金は、予算現額1,089万9,000円に対しまして、支出済額は1,089万8,417円であります。

以上、歳出合計は、予算現額3,677万2,000円に対しまして、支出済額は3,675万1,931円となりました。歳入歳出差し引き額で歳入不足1,864万2,897円は、地方自治法施行例166号に基づき翌年度歳入金の繰上充用により全額補てんいたしております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算について説明させていただきます。217ページをお願いいたします。

歳入総額3億5,599万4,928円、歳出総額3億5,599万4,928円であります。歳入歳出差し引き額0円が実質収支額でございます。

歳入について説明いたします。

第1款使用料及び手数料、予算現額9,438万4,000円に対しまして、収入済額は9,431万7,940円で、この収入済額は歳入決算額の26.5%でござ

ざいます。

第2款国庫支出金、予算現額、収入済額ともに同額の500万円でございます。

第3款繰入金、予算現額2億2,789万9,000円に対しまして、収入済額は2億2,627万4,998円で、この収入済額は歳入決算額の63.6%でございます。

第4款諸収入、予算現額4万8,000円に対しまして、収入済額は10万2,000円でございます。

第5款町債、予算現額、収入済額ともに同額の3,030万円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額3億5,763万1,000円に対しまして、調定額3億6,676万7,278円、収入済額3億5,599万4,928円、収入未済額1,077万2,350円であります。

次に、歳出でございます。次ページをお願いいたします。

第1款公共下水道事業費、予算現額1億615万9,000円に対しまして、支出済額1億489万3,938円でございます。

第2款公債費、予算現額2億5,117万2,000円に対しまして、支出済額は2億5,110万990円でございます。

第3款予備費、予算現額30万円で、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額3億5,763万1,000円に対しまして、支出済額は3億5,599万4,928円ございました。

以上、平成21年度川西町一般会計並びに各特別会計の決算について御説明申し上げましたが、詳細につきましては各会計の事項別明細書によりまして慎重に御審議をしていただきますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成21年度一般会計・特別会計の決算監査の御報告を申し上げます。

去る8月12日に、寺澤監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、平成21年度川西町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納、保管、資金の運用などにつきまして、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、10番 芝和也議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、一般会計で若干のお尋ねをいたします。

まず、財政運営全般についてのことではありますが、年々財政事情が厳しくなる中、健全な財政の運営に向けて一生懸命頑張っているわけでありませ

けれども、いずれにしましても、どう財源を工面していくかということでは御苦労いただいていることと思います。その中で、経常経費全般の削減に努めて、どう出を抑えて入りを確保するか、こういう工夫にいろいろ頑張ってもらっているところでもあります。いずれにしましても、頑張って節約するけれども、結局必要な応分の負担というものが発生すれば、それはそれでやむなくお願いせざるを得ないというのが基本的な流れにはなると思います。

そういう事情のときに負担がかぶってくるのが生活弱者、底辺のところに負担が生じてまいりますし、そういう点では、言うまでもなく住民生活全般をどうやって支えていくかということが自治体に問われている基本的な問題になってくるわけですから、厳しくなる財政事情の中にあっても、やっぱりこれは触られへん、ここは絶対に動かされへんというところはきちんと固定をして、残ったお金でどう工面するかという話になってくるというふうに思うんです。

こういう全般の流れについて、町長御自身、そこら辺をどう受けとめておられるのか、決算を閉じるに当たって、全体の流れについての町長のこの観点からの受けとめをお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 21年度の決算を行いまして思われますことは、やはり今まで国から地方に配分されておりました交付金、交付税等が、ある程度落ち着いてきたのではないかなというふうに思っております。平成16年に三位一体の改革で大きく削減されましてから、私たちもそうですけれども、それぞれの市町村が行財政改革を行って、歳出の削減にずっと努めてまいりました。各種補助金もカットさせてもらったりしてまいりましたので、こうしたことにつきましては、やはりある程度の軌道に乗ると申しますか、そういう線上にあります。

川西町といたしましては、事業もほとんど終わっておりますので、新たな起債を起さすということは本当に少なくなって、公債費の中でも減っていく形に今推移しておりますので、この辺では、川西町の場合、次第に財政状況もよくなっていくのではないかなというふうに思っております。

ただ、将来には小学校の建設という大きな事業がございますので、それらとあわせながらしていきたいなと思っております。特に、今年、平成21年から22年にかけて、地方が非常に疲弊しているということと、それから景気対策ということで、国のほうで交付金が相当支給されてまいりました。川西町も文化会館の音響施設を整備したり、あるいは体育館の屋根を整備したりということで、将来かかってくるであろう事業費が、今そういう交付金である程度賄えてまいりましたので、そういうことも含めて、将来的にもそうした部分が軽くなってくると思いますか、そういうこともございます。今も計画的には財政浄化を行っておりますけれども、そうしたことで、ある程度ゆとりと申しますか、出てくるんじゃないかなと思っております。

したがいまして、今おっしゃいましたように、そうした各種の助成、弱者に対する助成につきましては、やはり努めていかなければならない。特にワクチンなどの助成も制度として定着をさせていかないかんと思っておりますし、これはある程度は国でも支弁してもらわなければならないのではないかなというふうに思っております。

ます。

ただ、一番心配なのは、景気がどこまで落ち込んでいくのかということでございます。川西町でも約1億円近くの税収が落ち込んでおりまして、これらが企業の業績も含めて今後どういうふうな形になっていくのかなというのが我々の一番の心配でございます。それ以外は、比較的いい形で推移しているな、効果があられてきているなというふうには思っております。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） 通告しておいて、1点漏らしておりました。

まず、今お答えいただいた財政運営の点であります。三位一体改革の影響でいろいろ工面してきて、その結果、一定落ち着いてきているというふうな話でありますとか、公債費比率の状況も新たな起債を起こしてどんどん進めているということではないです。一定落ち着いてきて、ゆとりのある分、助成措置も講じていかなければいけないという考えであるかというふうには思います。

そういう点で、要は、景気の動向にも左右されますけども、この間、制度として税法とかいろいろ変わりますので、それによって控除されていたものがなくなるとかということになりまして、今まで控除を受けておられた方の収入そのものは変わっていませんけれども、控除制度がなくなることによって、税が控除されていたのが賦課されるという基準になってしまって、収入は変わらないのに、今までなかった負担が増えてるとというのが、この間いろんな作業が行われる中で起こってきている現象になります。

これはこれで、制度が変わりました分、それが派生した影響ということになるんですけども、要は、その収入基準に照らして、やっぱり支えていかんとあかんということから控除されていたものがなくなったというのは、見方として、新たな負担を求めるといふことにはなっていませんけども、その支えをとってしまうということになりますから、その点、ここは、国の施策、地方自治体の施策両方が必要になりますけれども、自治体としての支えの手だてを、そういう派生する影響には自治体が頑張らないといけないというふうには考える点であります。そこら辺、収入が低くて今まで控除されていた人が、制度の変更によって、それから派生する影響で負担が及んでいる部分というのは、その人の収入は変わらんわけですから、何とか工面できる手だてという方向で目をつけていっていただきたいというふうには考えますので、その点、これから予算を組まれるときにおいても、財政の立て方として、まずは手をつけてはならない部分というのを見極めていただきたいというふうには思いますので、その辺、重ねてお願いをするものであります。

もう1点、通告してありましたデマンド交通の施策についてであります。

諸課題はいろいろありますけれども、その中の一つとして、地域交通の活性化、地域交通の確保というのは、町長御自身も喫緊の課題ということで課題の中に位置づけておられます。検討課題ということにはなっていますが、視察等も含めて、先進地なども巡りまして勉強も重ねているところでもありますけれども、この分野での町としての取り組み、方策というのはどういうふうにお考えか、これについてお答えをいただきたいと思っております。

もう2回目の発言ですので、これで終わりますが、要は、距離が近いし、自転車でも移動できるというのは、まあ確かにそのとおりなんですけども、必要とされる人は、それが利用できない人がバス路線に乗っておられて、その路線がなくなってどうするのかという、そここのところの手だてだというふうに思います。試行ですけれども、田原本町でもデマンドが始まりましたし、あの内容がいいのか悪いのか、内容については別ですけれども、そういった形で近隣でも地域交通の取り組みというのが始まってきているところですので、住民の足をいかに確保するか、この点についての方策を重ねてお伺いしておきます。

議 長（森本修司君） 町長。

副 町 長（上田直朗君） 先ほど申しあげましたように、町の施策と申しますか、特に

最近、失業されたりする方が多くなってまいりまして、保育所の待機児童も多くなってきているということで、いわゆる弱者と申しますか、そういう方々には、やはりこれからも福祉の施策を十分にしていかなければならないというふうに思っておりますので、芝議員のおっしゃったことは、これからも心にとめていきたいと思っております。

それから、デマンド交通ですけれども、県内でもいろいろされておりました、今、副町長を中心に調査をしてもらって、それらに対し、どんな方法が一番いいのかということも含めて委員会で検討してもらおうということで、今調査をしておりますので、ちょっとその辺の経過を副町長のほうから説明していただきます。

議 長（森本修司君） 副町長。

副 町 長（松本ひろ子君） デマンド交通につきまして、町長のほうから庁内で検討するようということでございましたので、今、まず情報の収集ということでいろいろやらせていただいております。

今まで、デマンド交通、いわゆる足の確保につきましては、面積が広いところとか、集落から離れているとか、山間であるとか、そういうところが中心でありましたので、なかなか町の参考になるようなことがなかったものでございます。しかしながら、芝議員さんもおっしゃっていただいたように、隣接しております田原本町で、公共交通活性化ということでデマンド交通方式を取り入れて、今試行されているところでございます。この情報も収集をさせていただきながら、本当はこの夏にやりたかったんですけれども、いろんな行事がございましたために、なかなか集まる機会がございましたので、秋から庁内の関係部署並びに関係団体、特に商工会等々と一緒になりまして、検討委員会を立ち上げていきたいと思っております。

また、こういう場合、芝議員さんもおっしゃっていただいておりますように、小さな面積ではございますけれども、交通弱者と言われる、いわゆる全く足のない方、ひとり暮らしの方等々のことも考えまして、これからやさしいまちづくりにつきまして町として検討を重ねていきたいと思っておりますので、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） これをもちまして総括質疑を集結いたします。

お諮りいたします。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済、厚生各常任委員会に付託します。

日程第6、認定第2号、平成21年度川西町水道事業会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長(上田直朗君) 次に、日程第6、認定第2号、平成21年度川西町水道事業会計決算につきましては、水道部長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議 長(森本修司君) 嶋田水道部長。

水道部長(嶋田義明君) それでは、認定第2号、平成21年度川西町水道事業会計決算の概要について御説明申し上げます。

決算書の2ページをお開きください。

営業面の会計であります収益的収入及び支出でございますが、収入といたしましては、第1款の水道事業収入の予算額合計2億3,741万8,000円に対しまして、決算額は2億2,093万9,000円の収入でございます。次に、支出といたしましては、第1款水道事業費用の予算額合計2億4,419万1,000円に対しまして、決算額は2億2,892万8,000円の支出でございます。

収支の状況につきましては、4ページに損益計算書として、消費税抜きのものを記載しております。1. 営業収益2億254万3,000円に対し、営業費用1億9,774万9,000円で、差し引き営業利益は479万5,000円、3. 営業外収益797万3,000円に対し、4. 営業外費用2,122万2,000円で、差し引き1,324万9,000円の損失となり、営業収支、営業外収支を合わせました経常収支につきましては、845万4,000円の損失となりました。この明細につきましては、15ページから18ページに記載しておりますので、御参照いただければと思います。

なお、収益的収支に係る業務実績につきましては、12ページに前年度との比較を掲載しております。料金の対象となります年間有収水量が、前年度と比較しますと、4万8,593立方メートル減少いたしました。このうち景気の影響を大きく受けました工場用使用水量が3万立米の大幅な減少、また、全体の8割を占める家庭用水量につきましても、すべての月で減少いたしました。この結果、料金収入は、決算額では前年度より1,290万円の減収となりました。

一方、支出面では、浄水施設の機器類や水を浄化する各種資材の取り替えについて状態を点検しながら必要に応じた修理を行うことにより、安全性、機能性を見極めた上で交換時期を延長するなど、経費の節減に努めました。

しかしながら、21年度決算では、先ほども申し上げましたように、845万円の損失となりました。

今年度は、今までのところ使用水量も回復傾向にありますが、今後も引き続き経費の節減に努めまして、水道サービスの低下を招くことのないよう、健全な事業運営に努めたいと考えております。

次に、設備投資を行うための会計でございます資本的収入及び支出についてでございます。3ページを御覧ください。

収入といたしましては、第1款資本的収入の予算額合計1,937万5,000円に対しまして、決算額は2,353万5,000円の収入でございます。次に支出といたしまして、第1款資本的支出の予算額合計5,825万4,000円に対しまして、決算額5,181万5,000円の支出でございます。この収支の不足額2,828万円につきましては、収入の備考欄の仮受消費税と支出の備考欄の仮払消費税の差額でございます資本的収支調整額44万3,000円と内部留保資金2,783万6,000円を補てんして、決算処理を行っております。

資本的支出の業務実績といたしましては、11ページに主な建設工事を載せております。平成18年度より4カ年計画で進めてまいりました保田地区への幹線配水管の布設工事も21年度をもってすべて完了いたしました。また、場内に設置しております井戸のポンプの取り替え工事ですとか、空気接触塔の曝気装置のファンの整備を行いまして、安定した水の供給に努めたところでございます。

これらの財源につきましては、すべて企業債の借り入れを充てております。

また、今後は、前年度から取り組んでおります配水池の地震対策など、施設の補強工事に重点を置きながら必要な改良を行うとともに、給水の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成21年度川西町水道事業会計決算の概要と今後の事業方針について説明いたしました。御審議いただきまして認定を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明とさせていただきます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成21年度水道事業会計の決算監査の御報告を申し上げます。

去る8月21日に、寺澤監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成21年度川西町水道事業会計決算について、水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、会計の予算執行状況並びに現金の出納、保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触することもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、10番 芝和也議員。

10番議員（芝 和也君） いかにか安定して水道水を供給するかということでは鋭意努力をいただいているところでありますし、説明のように、水道会計は、水の売れ

行きが伸びませんと、収益に跳ね返ってきて、水道料金にそれがまた跳ね返っていくという、頑張っって節水で節約すると、それが料金に跳ね返るといような矛盾した会計の仕組みがありますから、そこはなかなか苦しいところでもありますけれども、いずれにしても安定サービスに向けて頑張っっていただいているところがあります。

それで、かねてから平行線をたどっている議論であります、水道会計における加入分担金の扱いであります。

いわゆる決算年度ではありませんけれども、この22年度、施設分担金のほうでもう廃止して、投資にかかっていた、企業負担になっていたほうの分を取り除くことによって、そこらで公民館を建ててもらおうとか、公園を立ててもらおうとか、そういった設備投資のほうに回るように工面していくということから、阻害するようなことは取り除こうということで動いています。

そういう点で、各個人が加入する際の加入分担金の扱いもどうするのかということをお尋ねしたいと思います。

要は、現在加入分担金が入って、そのお金で設備投資をする。普段支払っている水道料金で設備投資をした分の減価償却を負うというのが、今現在の会計の仕組みになっています。そういう点で言うと、加入者が支払うお金は一緒ですけれども、水を買う、水道を利用するために水道に入るから加入分担金を払うわけです。それを当然営業のお金に入れて、営業収益一本で会計を運営していくべきではないかというふうに考えますが、この点、施設分担金を外したことから、この検討の余地はどうかということで、お尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 毎回芝議員から提案があるんですけども。先ほどおっしゃったように、水道施設は拡大していくということは、これからはもうなくなってくるのではないかと。したがって、今持っている施設を維持管理していくということになりますので、そうしたことも含めて、別のいわゆる開発業者の方々には、公民館の用地と公民館を建ててもらおうように開発の申請のときに申し上げておりますので、それが大きな資金になりますので、それをこっちに変えたということなんですけども。水道施設としては、これから人口が増えない限り、水の需要が増えない限り、大きく投資しなくてもいいと思うんです。今の自己水の井戸一つにいたしましても、もう掘削いたしましてから大分年数がたっておりますので、ひょっとしたら、これがまた枯れてくると申しますか、だんだん減少していく危険も出てきております。

それから、給水池と申しますか、貯めておく大きなタンクと申しますか、あれが2基あるんですけども、あれを今、耐震の調査をいたしておいて、大きな地震のときに底が抜けないようにということで、どんな工事をしなければならないかということで、これらもありますので、やはりそうした施設の維持管理をするためには、そうしたものを資本的のほうに入れながら対応していくのがいいのではないかなというふうに思っております。

ここ二、三年を見ますと、加入分担金だけで入ってまいります金額と申しますと、約500万円前後になるんですけども、ちょっと大きく開発されますと、は

り1,000万円を超えた形で加入分担金に入ります。それらを経常経費の中に入れてしまいますと、いい年と悪い年で大きく差が出てきますので、むしろ水道事業のほうで、経常的な形のほうで狂ってくると申しますか、そうなるので、やはりそうした部分は資本的なほうに入れながら、貯めていって次の資金に充てていく、そして、普段の経常的な部分につきましては、電気代、人件費、そうしたことにつきましては、水道料金の中で考えていくのがいいのではないかなど、こういうふうに思っておりますので、芝議員の提案とはまた逆ですけれども、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） おっしゃることについてはわからんでもありません。確かにその分設備投資に置きといてということですから。要は、住民の皆さんの側からすれば、同じお金ですけども、いわゆる投資のお金で一たん払って、それを水道料金を普段払う中から減価償却を負うということになってくると、投資のお金を加入金でまずは一たん払った、これを貯めておいて設備投資に使うということですけども、その設備投資した分の減価償却は水道料金で収入した収益勘定のほうの支出で負うわけです。そうなりますと、投資で一たん払ったお金と、その投資で建てた分の減価償却を普段後から水道料金で追っかけてるということで、理屈の上では投資のお金と水道料金を払って減価償却を負うお金が二重になってるのではないかという話であります。

いずれにしても、確かに不安定は生じます。入ってくるお金が多い年、少ない年、これが経常会計に入ってきますと、確かに不安定は生じますけれども、内部留保金を使うとか、いろいろな工面で、そこら辺の調整は十分可能やと思えますから、そういう点で維持管理の投資のお金できちんと確保していくということはわからんでもないですけども、それをした場合に、さっきも言いましたように、それを使って建てた施設設備は水道料金のほうで減価償却で負うということにならざるを得ません。だから、投資のお金と後から負う減価償却の投資のお金が二重になるということだと、私は会計の仕組み上そう思います。払うお金はどっちにしても同じことですから、会計の処理の仕方としては、営業収益に入れて処理をしたほうが、一本でスパッといくのではないかというふうに考えるところであります。

ここは平行線で前に進みませんが、ぜひ鋭意検討いただきますように、よろしくお願ひします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 十分また検討して、勉強していきたいと思えます。

議長（森本修司君） これをもちまして総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算認定についての討論を省略し、総務・建設経済委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済常任委員会に付託します。

お諮りいたします。

次に、日程第 7、議案第 40 号、平成 22 年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第 14、議案第 47 号、川西町共同浴場設置条例を廃止する条例についてまでの 8 議案を一括上程したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長 (上田直朗君) それでは、続きまして、日程第 7、議案第 40 号、平成 22 年度川西町一般会計補正予算について説明いたします。

まず、4 ページをお開き願います。第二表の債務負担行為の補正でございますが、小学校建て替えの設計委託料といたしまして 6,600 万円の債務負担行為補正を上げさせていただいております。

それでは、続いて歳出の部の説明でございますので、8 ページをお願いいたします。

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 9 諸費といたしまして 200 万円の増、これは、地域集会所建設等の補助金について、当初予算を上回る申し込みがあり、増額をお願いするものでございます。項 2 の徴税費につきましては、国の緊急雇用対策としての不明地番の解明並びに確定申告の電子化に対応するための経費、合わせて 379 万 1,000 円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款 5 農商工業費でございます。項 1 の農業費、農業委員会費の 47 万 2,000 円の増額は、農地法改正に伴うシステムの改修でございます。目 4 の土地改良事業費でございますけれども、これは、土地改良事業団体連合会の施設管理適正化事業に採択された水利用ダムの改修工事並びに設計管理費及び同連合会への拠出金、合わせて 593 万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。

次に、款 6 土木費では、項 4 住宅費におきまして、公営住宅の超寿命化計画策定の経費として、240 万円の増額をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 1,470 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、平成 22 年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36 億 6,645 万 7,000 円となります。

次に、議案第 41 号でございます。平成 22 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。まず 4 ページをお願いいたします。

前年度分の精算による返還金について、2,261 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。これによりまして、同会計の歳入歳出総額は、9 億 7,467 万円となります。

次に、議案第 42 号、平成 22 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。4 ページをお願いいたします。

同じく前年度事業の精算による返還金として 682 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、歳入歳出総額は、6 億 5,896 万 7,000 円となります。

次に、議案第43号、平成22年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

これは、借受人より一括償還がありました分につきまして繰り上げ償還を行うもので、57万円の増額をお願いするものでございます。これによりまして、歳入歳出総額は、3,836万1,000円となります。

次に、議案第44号、平成22年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

起債許可額の確定による歳入科目間の修正を行うものでございまして、歳入歳出予算の増減はございません。

次に、議案第45号、平成22年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。3ページをお願いいたします。

これは、場内配水池、いわゆる貯水タンクの耐震工事の設計を行うものでございまして、設計委託料等として414万7,000円の増額をお願いするものでございます。これによりまして、資本的支出の総額は、7,035万2,000円となります。

以上が平成22年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例関係について御説明申し上げます。

まず、議案第46号、川西町介護保険条例の一部改正についてでございます。

1枚めくっていただきまして、「条例の概要」を御覧いただきたいと思っております。これは、延滞金の計算方法に関しまして、地方税法に準じた形で明文化するものでございます。

次に、議案第47号、川西町共同浴場設置条例を廃止する条例についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、8月末をもちまして下永共同浴場を閉鎖いたしましたことから、共同浴場設置条例を廃止するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、総務・建設経済、厚生各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、お手元に配付のとおりお取り計らいますようお願い申し上げます。

日程第15、同意第4号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上田直朗君） 今回同意をお願いいたしますのは、本町の教育委員のうち、9月末をもって任期を迎えられます森本圭司氏につきまして、再任をお願いしようとするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長（森本修司君） ただいま説明がありました日程第15、同意第4号、川西町教育委員会委員の任命について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第4号、川西町教育委員会委員の任命について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第16、同意第5号、川西町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 次に、同意案第5号、川西町公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町の公平委員のうち、9月28日をもって任期を迎えられます川合紀子氏につきまして、再任をお願いしようとするものでございます。

よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） ただいま説明がありました日程第16、同意第5号、川西町公平委員会委員の選任について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第5号、川西町公平委員会委員の選任について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、日程第17、発議第6号、米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書について、日程第18、発議第7号、免税軽油制度の継続を求める意見書について、提案者が同じですので、一括して提案理由の説明を求めます。

3番 島田育浩議員。

3番議員（島田育浩君） 議長の許可を得ましたので、意見書の提案をさせていただきます。

米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書。

意見書趣旨。

昨年、わずかな米の過剰ではじまった需給のゆるみが、政府が適切な対策をとらなかったために雪だるま式に広がり、米価は9カ月連続で下落し、ついに6月の相対取引価格は史上最低まで落ち込んでいます。

この間、政府の需要予測の狂いもあり6月末在庫は316万トンにもふくれあ

がる一方、豊作が予想される今年の作柄とも相まって、「米過剰」は一層、深刻化しようとしています。

超早場米の出荷がはじまりましたが、宮崎県のコシヒカリの生産者概算金は前年より2000円も低い1万円となり、それに続く早場米地帯の概算金も千葉県、大分県などで1万円と報じられるなど、深刻な事態となっています。

市中相場は新米で12500円程度といわれ、売れ残っている09年度産米は、さらにそれ以下の価格にならざるを得ません。現状を放置すれば、米の受給の混乱も米価の下落もかつて経験したことのない異常事態になることは必至と思われます。

ここ数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、さらなる米価の下落は、日本農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものです。それはまた、国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進めている米個別所得補償モデル事業さえも台なしにするものと考えます。

私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

以上の趣旨から、次の事項について意見書を提出します。

意見書内容。

1. 年産にかかわらず、40万トン程度の買い入れを緊急に行うこと。
2. 米価の下落対策を直ちに講ずること。

何とぞ議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

続きまして、免税軽油制度の継続を求める意見書。

意見書趣旨。

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは2012年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、いまでさえも困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は申告です。制度の継続は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の趣旨から、次の事項についての意見書を提出します。

意見書内容。

1. 免税軽油の制度を継続すること。

以上です。

何とぞ議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

発議第7号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第19、発議第8号、県立野外活動センターの存続を求める意見書について、提出者より提案理由の説明を求めます。

10番 芝和也君。

10番議員(芝和也君) それでは、県立野外活動センターの存続を求める意見書について、提案説明申し上げます。

お手元に配付の意見書の表紙のとおり、島田育浩議員、森本修司議員、中嶋正澄議員の賛同を得て提案するものであります。

この趣旨は、吐山にあります県立野外活動センター、本町におきましては小学校、中学校ともに利用している施設でありますけれども、老朽化に伴いまして、今後どうするのかということから、その廃止が模索されるようになりました。そういう中、利用者でありますとか学校関係のOBでありますとかPTAの皆さんでありますとか、存続を願う会というのが結成されまして、このセンターの存続を求める声が県内に広がってきたという背景がございます。

類似の施設は県内にも幾つかあるんですけれども、県立野外活動センターは、教育籍、要するに教員免許を持つスタッフが施設に配置されていまして、そして、教育の一環として参加する小学生や中学生に対して、キャンプファイヤーを通じ、あるいはまた奈良県の場合は、周りの府県にはない森林税というのを納めておりますけれども、そういった森林税をもらって、それをどう返していくのかということでは、このセンターを通じて森林教育でありますとか、そういうふうなことを参加する各学校、子どもさんにも進めている施設でありまして、なかなか教育の観点から県内の施設から抜けてしまいますと、学校の利用する有効性がなくなってしまうということにもなりかねませんので、そういう点におきましては、本町の小学校も中学校も利用している施設でありますので、ぜひ継続をし、教育上の観点からも野外活動センターとして、今後社会の担い手となる子どもの育成に寄与する施設を続けてほしいということを求めていこうとするものであります。

議員の皆さんにおかれましても、ぜひ御賛同いただきまして、御議決くださいますように、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(森本修司君) 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より15日までは、各委員会開催のための休会といたします。16日午前10時より再開し、ただいま各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

(午前11時50分 散会)

議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生委員会

厚生委員会議事日程

平成22年9月13日（月） 午前10時 開議

日程第1 認定第1号 平成21年度川西町一般会計・特別会計決算について
〈一般会計〉

歳出 款2 総務費 項3 戸籍住民基本台帳 P. 47～49

款3 民生費 P. 53～71

款4 衛生費 P. 71～77

歳入 上記関係歳入

〈国民健康保険特別会計〉 P. 16～

〈老人保健特別会計〉 P. 114～145

〈後期高齢者医療特別会計〉 P. 146～154

〈介護保険事業勘定特別会計〉 P. 155～167

〈介護保険介護サービス事業勘定特別会計〉 P. 168～194

P. 195～205

日程第2 議案第40号 平成22年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款3 民生費 項2 児童福祉費 P. 8

歳入

日程第3 議案第41号 平成22年度川西町国民健康保険特別会計補正
予算について

日程第4 議案第42号 平成22年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算に
ついて

日程第5 議案第46号 川西町介護保険条例の一部改正について

日程第6 議案第47号 川西町共同浴場設置条例を廃止する条例について

閉会13時00分

※厚生委員会

出席委員

委員長	大植 正	副委員長	松本 史郎		
委員	香川 明英	委員	杉井 成行	委員	芝 和也
議長	森本 修司	副議長	島田 育浩		

説明のために出席した者

町長	上田 直朗	副町長	松本ひろ子
----	-------	-----	-------

福祉部長	山嶋 健司		
住民生活課長	奥 隆至	保険年金課長	下間 章兆
健康福祉課長	福本 哲也		
東・西人権文化センター所長	岡田忠彦		

理事	嶋田 義明		
総務課長	森田 政美	企画財政課長	西村 俊哉

会計管理者心得	松本 雅司	会計課長	海達 順吉
---------	-------	------	-------

職務のために出席した者

議会事務局長	高間 隆弘
議会事務局	加護 安光

欠席委員及び職員

委員	石田 晏三
----	-------

総務建設経済委員会議事日程

平成22年9月14日（火） 午前10時 開議

日程第1 認定第1号 平成22年度川西町一般会計・特別会計決算について
〈一般会計〉

歳出 款1 議会費	P. 35～36
款2 総務費	P. 36～53
款4 衛生費	P. 73
款5 農商工業費	P. 77～80
款6 土木費	P. 80～88
款7 消防費	P. 88～89
款8 教育費	P. 89～108
款9 公債費	P. 108～109
款10 諸支出費	P. 109
款11 予備費	P. 109

歳出 上記関係歳出

〈住宅新築資金等貸付事業特別会計〉 P. 206～213

〈公共下水道事業特別会計〉 P. 214～223

日程第2 認定第2号 平成21年度川西町水道事業会計決算について

日程第3 議案第40号 平成22年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款2 総務費 項1 総務管理費	P. 8
項2 徴税費	P. 8
款5 農商工業費 項1 農業費	P. 9
款6 土木費 項3 都市計画費	P. 9
項4 住宅費	P. 9

歳入 上記関係歳入

日程第4 議案第43号 平成22年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について

日程第5 議案第44号 平成22年度川西町公共水道事業特別補正予算について

日程第6 議案第45号 平成22年度川西町水道事業会計補正予算について

閉会11時45分

※総務建設経済委員会

出席委員

委員長 今田 吉昭 副委員長 宗行 正昭
委員 島田 育浩 委員 寺澤 秀和 委員 中嶋 正澄
委員 森本 修司

説明のために出席した者

町長 上田 直朗 副町長 松本ひろ子

教育長 森杉 衛一
教育総務課長 栗原 進 社会教育課長 安井 洋次

産業建設部長心得兼建設部長 寺澤 伸和
産業振興課長 吉田 昌功

理事兼水道部長 嶋田 義明
総務課長 森田 政美 情報システム課長 前川 卓
税務課長 福本 誠治 企画財政課長 西村 俊哉
上下水道総務課長 中川 栄一 上下水道業務課長 松村 好高

会計管理者心得 松本 雅司 会計課長 海達 順吉

職務のために出席した者

議会事務局長 高間 隆弘
議会事務局 加護 安光

欠席委員及び職員

平成 2 2 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 2 年 9 月 1 6 日

平成22年川西町議会第3回定例会会議録（再 開）

招集年月日	平成22年9月16日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成22年9月16日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正	
欠席議員	12番 石田晏三	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事兼水道部長 嶋田義明 福祉部長 山嶋健司 産業建設部長 寺澤伸和 会計管理者心得 松本雅司 会計課長 海達順吉 総務課長 森田政美 企画財政課長心得 西村俊哉 上下水道総務課長 中川栄一	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 増井 肇	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 島田育浩 議員	4番 宗行正昭 議員

川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成22年9月16日（木）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 認定第1号 ～ 認定第2号 議案第40号 ～ 議案第47号 質疑・討論 採決

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成22年川西町議会第3回定例会を再開します。

会議に先立ち、12番 石田安三議員より本日の定例会への欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る10日の定例会において上程されました認定第1号、平成21年度川西町一般会計・特別会計決算について、認定第2号、平成21年度川西町水道事業会計決算について、議案第40号、平成22年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第47号、川西町共同浴場設置条例を廃止する条例についてまでの10議案について一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

厚生委員長、大植正君。

厚生委員長(大植 正君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る9月10日、本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、9月13日に委員会を開催し、審議をいたしました、その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成21年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

一般会計につきまして、委員より、一般会計から各特別会計への繰出金において、現在は基準に基づく繰出額のみとなっているが、低所得者対策等を考慮した政策的な判断による追加の繰り出しの検討について質問があり、当局より、「各特別会計については、国民健康保険会計を初め対象となる方が特定されており、制度上、受益を受ける方による負担を基本として運営されている。各会計の独立性の必要からも、当該会計の制度を基本として考えていきたい」との回答がありました。

また、委員より、ひとり暮らし老人等の所在確認手法について質問があり、当局より「毎年、民生児童委員による高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者の実態調査を実施しているところではあるが、今後、介護保険制度による要介護認定調査及び近く取り組みを予定している災害時要援護者登録などとの複合的な手法により把握を行っていきたい」との回答がありました。

次に、委員より、熱中症予防に係る取り組み状況について質問があり、当局より、「防災無線を活用し、予防についての啓発を行うとともに、リーフレットを作成し、民生児童委員の協力により、ひとり暮らし及び老人世帯への配布、また、

デイサービスセンター、地域包括支援センター、社会福祉協議会において各利用者への配布を行い、水分補給等、熱中症予防の啓発に努めたところである」との回答がありました。

また、委員より、福祉医療制度の拡充を行ったことによる成果及びさらなる拡充の方向性について質問があり、当局より、「所得制限の撤廃により、新たな対象受診件数となったのは約120件で、費用としては約60万円、入院については1件で約6万円であった。費用については、実質4カ月間でのものであり、通年で見ると約200万円の経費となる。さらなる制度の拡充については、子育て支援の観点からも必要であると認識しており、財政状況等にかんがみながら適正な範囲において対応してまいりたい。また、入院の中学校までの引き上げについては、三宅町と協議してまいりたい」との回答がありました。

次に、委員より、子宮頸がんワクチン接種に係る助成の予定について質問があり、当局より、「任意接種であり、接種費用が高額であること等から、現時点において町単独での取り組みについては考慮していないが、現在国における財源補てんが検討されているところであり、これらの状況を見ながら、補てんがなされるようであれば制度化について前向きに検討していきたい」との回答がありました。

次に、委員より、ごみ有料化実施による成果及びごみ焼却量の推移について質問があり、当局より、「ごみ排出総量については、対前年度とほぼ同量となっている。これは有料化前の住民による直接搬入及び国土交通省大和川工事事務所の除草工事における事業系一般廃棄物の直接搬入が多量にあったことが要因となっているものであり、有料化導入を行った10月以降で直接搬入を除くと、対前年度比64.5%となっており、指定袋導入によるごみ減量の効果はあらわれている」との回答がありました。

また、委員より、指定場所へのごみ出しができない高齢者等への対策について質問があり、当局より、「質問にあるような声は上がってはいないが、実態として聞き及んでいる。このような場合、現状としては近隣住民等による支援及び介護保険制度にある訪問介護事業により対応が行われている」との回答がありました。

次に、委員より、本町における児童虐待の現状について質問があり、当局より、「相談件数としては月に1件以上はあり、その数は増加の傾向にある。また、本年度においてはシェルターへの措置も発生している現実がある。また、見守り必要件数として現在8件あり、民生児童委員を初め関係機関と見守り方法等についての検討を行いながら対応を図っているところである」との回答がありました。

続いて、国民健康保険特別会計について、委員より、高額医療制度該当者に対する対応について質問があり、当局より、「高額医療支給の対象となった方には、個々に対象となった旨の通知を行うとともに、申請についての勧奨を行っている」との回答がありました。

また、委員より、国民健康保険特別会計の収支の見通しについて質問があり、当局より、「平成20年度より実質収支は黒字となり、本年度についても約8,600万円の黒字となっている。この黒字額から前年度繰越金、支払基金返還金等

の償還金を除いた21年度の実質の黒字額は約2,500万円程度となる。なお、黒字への転換は、平成20年度より導入された前期高齢者交付金等の国による財源措置が大きな要因となっているものと考えている。制度がこのまま継続されれば、会計としてはほぼ現状に近い形で推移していくであろうと想定している」との回答がありました。

また、委員より、国民健康保険税における滞納の状況に質問があり、当局より、「過年度分を含めた滞納件数は280件で、うち現年度分については70件である。納付相談等の取り組みにより、現年度分の滞納者のうち12件については分納誓約を行っている。徴収率についても若干ではあるが低下していることから、今後も引き続き収納率の向上に努めていきたい」との回答がありました。

次に、委員より、国保事業としての予防対策の充実について質問があり、当局より、「特定健診の導入により、個々の予防対策として取り組んできた基本健診、人間ドック助成は昨年より廃止となったところである。今後の予防対策としては、3大疾病が多いという本町の状況からも、若年層を含め、広く病気を把握することができる特定健診が、より予防効果を発揮してくるものと考えている」との回答がありました。

続いて、後期高齢者医療特別会計について、委員より、滞納者の状況について質問があり、当局より、「滞納となっている方の状況を見てみると、文章を見ていない、納め忘れ等がほとんどを占めており、これは、制度上、年金の天引きが主となることから、普通徴収による徴収についての意識が薄いことが起因していると考えられる。また、督促状発送者の所得状況からも、収入が少ないことにより滞納となっている方は比較的少ないと想定している。しかしながら、納付が困難な方への支援の必要性からも、状況等についての調査を行い、その把握に努めてまいりたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成21年度川西町一般会計・特別会計決算における厚生委員会に付託されました決算については、承認いたしました。

次に、議案第40号、平成22年度川西町一般会計補正予算について、議案第41号、平成22年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第42号、平成22年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についての補正予算3議案並びに議案第46号、川西町介護保険条例の一部改正について、議案第47号、川西町共同浴場設置条例を廃止する条例についての条例2議案については、慎重に審議いたしました結果、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしました委員長の報告いたします。

議員各位におかれましては、何とぞよろしく御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君）　　続きまして、総務・建設経済委員長、今田吉昭君。

総務・建設経済委員長（今田吉昭君）　　議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る9月10日、本会議において当委員会に付託されました各議案について、9月14日に委員会を開催し、審議いたしました、その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成21年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

委員より、「平成20年度から平成21年度では町の財務体質はどのように推移しているのか」との質問があり、当局から、「町債については、元本を6億500万円返済し、新たな起債を3億2,500万円に抑えたため、差し引きで2億7,500万円の減となった。また、基金については、平成20年度は2,300万円を取り崩したが、平成21年度は取り崩しをしなかった。逆に、減債基金を積み立てたことなどにより、基金残高は5,800万円増の24億6,500万円となり、財務体質としては3億3,000万円程度の改善となった」との回答がありました。

また、委員より、「町債元本返済に係る費用を除く歳出と、町税等の自主財源とのバランスはどうか」との質問があり、当局から、「町債元本返済を除く歳出は、平成21年度では31億7,400万円、このうち歳入歳出が当該年度限りで完結するものを除いたものは、平成20年度の28億700万円に対し、平成21年度は28億1,900万円と、1,200万円の増となった。一方、徴税、使用料・手数料等といった自主財源のうち、年度限りの特別な事情のあるものを除いた額は、町税が9,300万円減少した影響が大きく、平成20年度の15億6,600万円に対し、平成21年度は14億8,500万円と、8,100万円の減となった。結果、町債元本返済を除く歳出に占める自主財源の比率は、平成20年度の55.8%に対し、平成21年度は52.7%となった。なお、国の定めた財政指標である経常収支比率は、102.1%から97.9%に改善している。厳しい経済情勢ではあるが、将来に向けて少しではあるが財務改善ができたと考えている」との回答がありました。

また、委員から、行政委員の報酬見直しについて質問があり、当局から、「報酬については、社会情勢、経済情勢を見て判断したい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成21年度川西町一般会計・特別会計決算における当委員会に付託されました決算については、提案どおり承認いたしました。

続きまして、認定第2号、平成21年度川西町水道事業会計決算については、提案どおり承認いたしました。

続きまして、議案第40号、平成22年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「債務負担行為とはどういうものか。また、設定に際して上限額はあるのか」との質問があり、当局から、「債務負担行為は、契約行為を行うに当たって予算の裏づけを行うものである。設定の上限はないが、設定の是非については、事業の必要性、財政状況、財源等を勘案して判断をお願いしたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第40号、平成22年度川西町一般会計補正予

算については、提案どおり承認いたしました。

続きまして、議案第43号、平成22年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算、議案第44号、平成22年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算、及び議案第45号、平成22年度川西町水道事業会計補正予算についての補正予算3議案について慎重に審議いたしました結果、提案どおり承認いたしました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されることをお願い申し上げまして、総務・建設経済委員会を代表いたしましたの委員長報告といたします。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、今議会に上程されています、ただいま厚生、総務・建設経済の両委員長から報告がなされました認定第1号、平成21年度川西町一般会計・特別会計決算について、並びに認定第2号、平成21年度川西町水道事業会計決算についての決算認定案2本と、議案第40号から議案第45号までの平成22年度の一般会計、国保会計、介護保険特別会計、住新、下水道の各特別会計、それから、水道事業会計の補正予算案6本、議案第46号及び47号の条例案2本についての討論を行います。

まず、認定第1号の平成21年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

この認定案は、一般会計と国保会計などの7つの特別会計が1本にくくられております。このうち反対の立場からのものは一般会計と国保会計の2本で、あとの老健以下6本の特別会計は賛成するものであります。議案としては1本ですので、認定第1号に対する態度表明としては、不承認の立場からのものということになります。

それでは、21年度の一般会計についてであります。

我が国の景気の動向は長期にわたる低迷状態にあり、ここ10年のスパンで振り返ってみた場合、GDPの伸びがほとんど横ばいという状況にありますので、地域経済が活性化し、景気の浮揚が行える状態には及んでおりません。これらが背景にある中での住民の皆さんを取り巻く環境は、総じて厳しい状態にあることは言うまでもありません。自治体には住民生活を応援する役割が必然的に増してくる状況にあります。こうした問題からの脱却は、その根本は国の責任が中心ですから、一自治体の努力では解決を見ることはできませんが、それでも、どれだ

け住民の皆さんの声に耳を傾け、意に沿うかは、当然問われる問題です。今日、傾注すべき自治体の基本姿勢と心得ます。

こうした中、当該年度における本町の取り組みでは、妊婦健診の補助回数を14回まで引き上げ、10月からは、入院限定の取り組みですが、小学校卒業まで子どもの医療費制度が拡充され、加えて、福祉医療全体では所得制限が外されました。また、3人同乗自転車への補助も取り組まれるなど、子育て応援策を中心に、住民生活を応援する本町独自の取り組みが強化拡充されました。ぜひ中学校卒業まで対象年齢を引き上げられんことを求めるものであります。

これら一連の施策については、自治体が今日問われている姿勢である、住民の置かれている状況を酌み取り、意に沿い、期待にこたえる取り組みとして高く評価する次第であります。

一方、ごみ減量化を目的に、ごみ袋の有料化の導入が始まりました。実際既に取り組まれてきた分別収集の定着により、資源ごみを振り分けるなどして、可燃ごみの排出量は減少している中での新たな導入でした。ごみ排出量の推移から見ても、有料化の有無と可燃ごみの減量には相関関係はないことがうかがえる中での取り組みと言わざるを得ません。いずれにせよ、焼却処理に係る費用が抑えられれば、それにこしたことはありませんし、結果的にも処理量が減少傾向にあるようですから、こうした結果を生む住民努力にこたえる取り組みは、今後は一層求められる問題であり、こうした住民の協力のもとに生まれる一般財源を何に生かすかは、姿勢が問われるところであります。意に沿い、期待にこたえる方向で有効に活用されんことを重ねて求めるものであります。

財政対策としては、経常経費の節減に努め、財源の捻出には努力をされているところではありますが、それをさらに一層前へ進めるためにも、その実情を住民の皆さんにつまびらかにし、財政事情も含め、現状認識を深めてもらうことが必要と考えます。そのためにも、こうした問題での住民の皆さんとのオープンなやり取りを行える場の設定は不可欠ですし、行政と住民が一体となって町の取り組みを議論し、お互いの知恵を出し合いながら築き上げていくことが、まちづくりの今日的な基本問題と心得ます。その条件は、本町の場合、地の利や規模からして比較的恵まれていることは御承知のとおりでありますから、こうした好条件を生かした取り組みを積極的に進められんことを強く求める次第であります。

また、経常収支比率とか財政力指数、実質収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等々の財政指標からも、本町の財政事情は、緩やかではありますが、硬直度高いが回復の傾向にあることがうかがえますし、それに向けた努力の結果のあらわれと存じます。この姿勢を堅持されんことを求めると同時に、町長が留意されているように、景気の動向には左右されることが懸念される点ではありますが、景気対策の交付金などを有効する中で生まれてきた財源は、暮らしの応援策へと充当され、本人の意思に関係なく、現在の社会経済状況から生まれる新たな特殊な貧困問題への対応として手を打たれんことを改めて求める次第であります。

こうした点では、繰出金等の使い方としても、政策的な意図を持った使い方についての検討が求められている時期と存じます。ぜひ念頭に置かれんことを求める次第であります。

機会があるたびに触れておりますが、予算の立て方として、まずは暮らしに使い、残ったお金でほかの対策を講ずるといふ、憲法を暮らしに生かした町政運営を置くことを重ねて求めるものであります。そして、こうした観点に立って次年度の予算編成を進められんことを申し述べ、一般会計については不承認とするものであります。

次に、特別会計の国民健康保険についてであります。

当該年度の国保会計の収支の状況は、歳入では2,000万円ほど膨らみ、歳出では2,000万円ほど抑えられた結果、収支状況は4,000万円ほどの増ということであります。最終的には全体の精算が後からまいりますから、実際の単年度収支では2,000万円程度の黒字で経過する見込みとのことであります。

こうした背景には、後期高齢者医療制度の導入が色濃く影響を受けていることのアラわれでありましょう。同制度については早晚変動することは必至でありますから、今後の動静には注意が必要ですが、国保会計は、黒字を生むことが決して目的ではありません。これは御認識のとおりであります。そして、黒字がかさむ傾向が続くというのであれば、それはそれだけ保険料が医療費の支払いに比べてプラスされて入ってきているという一つのアラわれにほかなりません。そういう点では、適正な見直しを求められることは言うまでもありません。この点も承知のとおりであります。これらの見きわめを抜かりなく進められんことを求めるものであります。保険料負担の改善では、国保に係る費用のうち、国がその割合を縮めたところに今日の自治体や住民負担が膨らむ根本原因がありますから、この改善なくしては、なかなか根本的な解決は見られませんが、まずはこの点での改善を国に要求するよう、引き続き求めるものであります。その上で、国保会計の収支の改善としては、医療費の支出をどれだけ抑えるかが問われる点であります。

この点で気になる議論として、外来の医療費負担の無料化慎重論であります。無料化によって安易に医療機関を受診し、そのことによって会計上の医療費の支払いが引き上がることが懸念されるところですが、目的はその逆でありまして、外来での負担が障害となって医療機関への受診抑制が生まれ、結果、重度の状態になってからの診療となり、本人は病気が重くなってしんどいし、病気が重度化したため、その分医療費もかさみ、結果、国保会計に圧迫が生じ、運営が苦しくなるといふ、この現象を防ぐために、日ごろから被保険者の健康度を引き上げることを目的にして取り組まれている措置の一つでありますから、そこはその目的を見誤ってはなりませんし、制度を運営する自治体としては、その姿勢が厳しく問われるところでもあります。もちろんこれだけがすべてではありません。日常における健診活動に力を入れ、また、受診後の保健指導にも重点を置き、健診と保健指導、それに日常の健康づくり、あわせて外来医療費の負担軽減策が一体のものとして実施され、全体として相乗的に効果が発揮されて初めて成立する、自治体がなすべき住民の健康管理に対する取り組みであると心得ます。十分に留意されんことを改めて求めておくものであります。

この点では、当該年度からはメタボ健診の取り組みが始まったことを受けて、健診はこれに絞られ、それまであったドックの補助事業が廃止されるなど、健康

づくりへの取り組みのアンバランスを指摘せざるを得ません。ドック助成や基本健診の復活を求めるものであります。

また、滞納の状況も、後期高齢者医療制度の実施に伴って収納率の悪化が始めているようであります。背景には、審議の中でも説明がありましたが、今日の経済事情が反映され、失業や非正規労働など不安定な雇用状態にある被保険者の加入実態が示されました。結果、保険料負担を負い切れずに、相談の上納期を延ばして分けて納めていただいている状態の方々が1年を超えて納めてもらっていることから、滞納にカウントされるケースが増えてきているということでもあります。こうした皆さんの年収の状況からしますと、現在の7割・5割・2割という法定減免が当然加味されてはいますが、それでもこうした収納実態があらわれているわけですから、そもそも現在の賦課が妥当かどうかも含めた検討が求められます。国保会計の安定運営という点から見た努力はうかがえますが、加入者の置かれている実態に照らして適切な措置がとられているかということでは、まだまだ改善の余地が残されているものと判断する次第であります。実情をつぶさにつかみ、実態に応じた措置を講じられんことを求めまして、本国民健康保険特別会計決算についても不承認とするものであります。

以上が1号認定案では反対の立場からのものでありまして、以下の老健、後期高齢者医療、介護保険の事業勘定、介護保険のサービス勘定、住宅新築資金、公共下水道の各特別会計の決算は承認いたしますが、後期高齢者医療保険では、町長も審議の中で実態調査を行うとしておられましたので、普通徴収の滞納者の実情をまずはきちんと把握されんことを改めて求めておきます。

また、住宅新築資金等の特別会計ですが、会計処理として、毎年の返済資金の不足分を翌年度からの繰り上げ充用が続いていますが、当座は運営できたとしても、最終的な欠損は税金で補てんとならざるを得ません。こうした処理が住民の理解を得ることが果たしてできるかどうかは定かではありませんが、この点で、まずは実態をきちんと説明することから始めるのが基本ですし、そのためにも状況をオープンにする場の設定が取り組みとして問われてくる問題でありまして、会計上の処理は締めをしなければなりませんから、それについてはとやかくは申しませんが、これらの問題点に関しては、住民の理解と納得の上で進めていく以外にはすべはありませんから、その点では鋭意検討されんことを求める次第であります。

次に、認定第2号の21年度の川西町水道事業会計についてであります。態度表明は、不承認の立場からのものであります。

当該年度においても水の売れ行きが伸び悩み、予定していた収益に至らなかった結果、経営の安定には一層の努力が求められているところではあります。水道管布設工事等の進捗は予定の2幹線が終了するなど、順調に経過し、水道水の安定供給に向けた努力には敬意を表するものであります。いかにして安定供給に努めるかは大いに努力をいただいているところではあります。経営上の水道料金の住民の負担軽減という点では、議論は平行線のままであります。それは、水道加入分担金の会計上の処理の問題です。町長は、加入金は施設の充足に使うように、資本の会計に入れることが当然であること、それから、営業の会計に入れ

るには、加入金はその年によってばらつきが生じることから、収入が不安定にならざるを得ないとのことであります。よって、資本の会計に入れて設備の充足等に使うことが自然であるとの考えでいらっしゃいます。では、この流れを負担する住民の側から見ればどうかといいますと、加入分担金を支払って、それが資本の会計に入る、そのお金を使って新たな設備投資に使われる。そうしますと、設備に対する支払いはこれで一たん終わっていることになるんですが、この設備への減価償却を日常の水道料金でさらに後から負う仕組みになっているのが現状の方式でありまして、これが仕組み上二重負担が生じざるを得ないことになっているわけでありまして。方法はさまざまですが、仮に現在の方式で減価償却を行うことを前提に進めるならば、設備のお金は住民から徴収せずに、日常の水道料金でその分を負えば済む話ですし、設備投資に加入金として使うならば、一般会計のように減価償却を負う方法にすれば、それで済むということにもなります。この点では研究するとのことでありますが、いずれにしても制度の改善を改めて求めるものであります。

また、企業会計の原則を貫きながらも、水道事業は川西町が経営する公営企業であることは間違いありません。公営企業法では、ただ単に水を売り、利益を上げることに専念することを決して定めておりません。一般に水は、我々人間を初め地球上の多くの生命体の維持に欠くことのできない物質です。特に水道水は、我々が生活していくために必要不可欠でありますから、利益目的の民間企業ではなく、安定で安価に供給する公営企業として運営されているわけでありまして、当然この趣旨を踏まえて運営されてしかるべきであります。これも議論は平行線ですが、水道事業は、全住民に行き渡っている川西町の行政サービスの一つであります。そこに対して一般財源を投入することには矛盾の余地はどこにもないものと判断する次第であります。さきにも触れましたように、要は一般財源の使い方の問題であります。潤沢に無限にあるわけではありませんから、当然節度があってしかるべきであります。あくまでも使い方の問題、予算を立てる上で、そのあり方の一つとして考慮してもしかるべき問題ではないかと心得ます。

この点でも、これらを念頭に置かれた上での改善策を講じるよう求めまして、本会計決算についても不承認とするものであります。

次に、議案第40号、平成22年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第45号、平成22年度川西町水道事業会計補正予算についての補正予算の6議案についてであります。態度表明は、いずれの議案も賛成の立場からのものがあります。

一般会計では、地域集会所への補助金支出や申告システムの改修に伴う費用、小学校の建てかえに関する債務負担行為などが組み込まれているのが主な内容で、必要に応じた予算措置と判断するものでありますし、その他の特別会計では、事業の精算によるものや返済金の繰り上げ償還、起債の許可決定による費目の修正でありますし、水道事業会計では、設備充足など必要な予算措置を講ずるものであり、いずれも妥当なものとして判断し、賛成するものであります。

次に、条例案の2議案についてであります。態度表明は、いずれも賛成の立場からのものがあります。

まず、議案第46号、川西町介護保険条例の一部改正についてであります、地方税法に基づいて既に保険料等に関する延滞金の規定が設けられていることから、整合性を図る措置がとられるものであります。手続としては踏んでしかるべきでありますから、否定はしませんが、延滞金を計算せざるを得なくなる、その背景の分析と実情を十分に把握する事を欠いてはなりませんし、発生源を絶つ惜しみない努力を講じられんことを申し添えるものであります。

最後の議案第47号、川西町共同浴場設置条例を廃止する条例についてであります。

公営住宅の建てかえに伴い、家風呂の整備も整ったことによる社会的背景の条件が失効したことで、共同浴場そのものを廃止したことによるものであり、その手続を踏むための措置として賛成するものであります。

以上、本定例会に上程されました認定第1号、平成21年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、議案第47号、川西町共同浴場設置条例を廃止する条例についてまでの10議案に対する私の討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

宗行議員。

4番議員（宗行正昭君） 認定第1号、一般会計の決算、芝議員は不承認との立場で討論なさったわけですが、どう聞いておっても、なぜあの議論が不承認議論になるのか、私は理解できません。木を見て森を見ず。それは個々には少しは問題は残りますよ。世の中、百点満点なんか理想としてはありますけど、現実としてはないんですよ。何とかそれを95点、96点、そこへ持っていこうとする。それは1つや2つはケチのつくところがありますよ。しかし、トータルとしてどう見るか。要するに、1本1本の木にケチつけても、森全体としてはどんなにか、そこをきちんと見るのが議会、特に大統領制の地方自治と地方議会の場合の議会の決算に対する認定という一番重要な機能であろうかと思えます。そのときに、まず総務委員長報告にございましたように、苦勞して3億3,000万円ほど借金を減らし、基金の積み立てを増やして、次の大目標の小学校の建てかえのためにまた新たな借金をせないかん。去年で4億円減らしてますわ。平成17年から財政非常事態宣言、私は16年にやれと言うておったんですが、1年おくれました。17、18、19、20、21、この5年間で約30億円以上の借金減らしと基金積み立てをやっておるんですよ。立派なもんじゃありませんか。

それから、借金返済を除いて、平成21年度川西町は1年間何ぼで世帯をやり繰りしたか。平成20年度に比べて若干増えております。しかし、自主財源比率として低下してますけども、52.7%という形で何とか50%台。これが大事なんですよ。これが町としてまだ自主運営ができていく一番根本なんです。これが7割も8割も親の仕送りに頼っておるような町や村になったら、もうがたがたですわ。

それと、経常収支比率がなかなか100を切らなかつたんですよ。やっとなさ97.9%。その分、住民サービスに対しては微妙に低下しとる分はあります。ただし、基礎行政サービスについては一切低下してない。さすわけにいきませんわな。だけど、付加的行政サービス、これはやっぱり削らざるを得ない。しかし、

それを削ることによって、逆に住民参画型で、川スポの活動とか、前向きの活動が出てくるじゃないですか。立派なもんですよ。この決算認定をなんで反対なされるのか。私にはさっぱりわからん。

まことにもって立派なものとして、賛成討論といたします。

あと2本。国民健康保険。無料化議論がありましたけど、最初無料やから、行けたときに行っとけばええのに、金が高いから行かんと、もっとえらい病気になってから行くから余計高くかかる。一つのへ理屈ですわ。医療というのは、基本は自己の健康管理からスタートするんですよ。健康管理をしておったら、「大病になったらかなわんから、何とか少しでも早い目に、安う上がるうちに行っとこ」というやつなんですね。考えてごらんなさい。日本の国保は、高度経済成長で右肩上がりですととったときに、サラリーマン現役は健康保険料をきちり取られてましたよね。ただし、ただでしたわ。そやけど、老人医療の無料化というのが、あのとき厚生省のあの優秀な官僚も、これだけの高齢化社会になることがわからなんだんですよ。あれが医療亡国につながるような、国家財政の中で医療費の占める割合が極めて高い。だから、サラリーマン現役であっても3割ですよ。そやから、年の高い方でもせめて1割、所得によって2割、3割。それを元のただにする、とんでもない議論ですわ。

それから、水道の問題。確かに公営企業でありますから、利益を追求なんてことはこれっぽっちも考えとるはずはないんですよ。だからというて、赤字をだらだら垂れ流していいのかということになると、それは議論としてちょっと違いますよね。いや、一般財源から補充すりゃええやないか。要するに、予算の構えとしてどっちへ使うかという議論だという芝議員の論点でございますけども、特別会計と企業会計の根本的な違いをそこでしっかり考えないかんのは、やっぱり基本的に企業会計は独立採算制をベースにして、よっぽどのがない限り、一般会計からの持ち出しはしない。ただし、住民に対する理解、説明は十分やらないけませんよ。水道料金の値上げ問題は、この数年のうちに現実に取り組みざるを得ない問題でしょうね。そのために住民に対するしっかりした説明をする。そして、利益が上がったからって、どこかへ持っていくわけじゃないんですよ。前々回の料金値上げのときに大分利益が残った。理由は、経済が成長しておったから、水道使用料が増えたから、工業団地がようけ使ってくれたから、それで黒字がガーンと残っておったから、その後赤字になっても、随分長い間それを埋めることができたんですけど、とうとうそれが底をついてしもたもんやから、前回の値上げになった。ところが、その後景気の低迷がずっと続いとる、使用料が減るとる。また赤字、赤字になってきとるのでね。

安易な事業会計についての一般会計からの繰り出しなんてことは、絶対考えてはならない観点だと思います。

久しぶりに長くなりましたけど、以上3点について、賛成討論といたします。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、認定第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第40号から議案第45号までの6議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第46号、議案第47号の2議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解ある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、各議員から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町議長(上田直朗君) 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、認定、議決、また同意をいただきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

審議を通じまして議員各位から賜りました御意見や御指摘を今後の町政の参考にしてまいりたいと考えております。大変厳しい財政状況が続いておりますけれども、健全な財政運営を基本として、今後も川西町の発展のために努めてまいり所存でございますので、議員皆様方におかれましても、町政の進展になお一層の御理解と御協力をいただき、御指導賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の御礼にさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(森本修司君) これをもちまして、平成22年川西町議会第3回定例会を

閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時50分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年9月16日

川西町議会

議 長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	平成21年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月16日	原案認定
認定第2号	平成21年度川西町水道事業会計決算について	9月16日	原案認定
議案第40号	平成22年度川西町一般会計補正予算について	9月16日	原案可決
議案第41号	平成22年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
議案第42号	平成22年度川西町介護保健事業勘定特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
議案第43号	平成22年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
議案第44号	平成22年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
議案第45号	平成22年度川西町水道事業会計補正予算について	9月16日	原案可決
議案第46号	川西町介護保険条例の一部改正について	9月16日	原案可決
議案第47号	川西町共同浴場設置条例を廃止する条例について	9月16日	原案可決
同意第4号	川西町教育委員会委員の任命について	9月10日	原案同意
同意第5号	川西町公平委員会委員の選任について	9月10日	原案同意
発議第6号	米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書について	9月10日	原案可決
発議第7号	免税軽油制度の継続を求める意見書について	9月10日	原案可決
発議第8号	県立野外活動センターの存続を求める意見書について	9月10日	原案可決